

職員の給与の状況

【人件費の状況(普通会計決算)】 (令和4年度)

住民基本台帳 (R5.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
58,344	32,961,249	1,465,093	4,855,812	14.7

【職員給与費の状況(普通会計決算)】 (令和4年度)

職員数 (A)	給与費				1人あたり (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
468	1,709,790	292,912	690,408	2,693,110	5,755

【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】 (令和5年4月1日現在)

区分	給料	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白河市	一般行政職	326,200円	388,707円	42.6歳
	技能労務職	314,000円	316,900円	57.1歳
福島県	一般行政職	326,400円	409,213円	43.0歳
	技能労務職	314,500円	352,351円	54.8歳

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

【職員の初任給、学歴別・経験年数別平均給料月額の状況】 (令和5年4月1日現在)

区分 (一般行政職)	初任給	採用2年 経過	経験年数		
			10年	15年	20年
大学卒	円 189,500	円 201,000	円 258,700	円 294,100	円 351,000
高校卒	円 157,900	円 166,400	円 221,300	円 257,000	円 300,000

【特別職の報酬等の状況】 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当
市長	1,030,000円	
副市長	815,000円	6月期 1.625月
議長	463,000円	12月期 1.625月
副議長	406,000円	合計 3.25月
議員	385,000円	

公平委員会の状況 (令和4年度)

【勤務条件に関する措置の要求の状況】

係属事案なし。新たな措置要求なし。

【不利益処分に関する不服申し立ての状況】

係属事案なし。新たな不服申し立てなし。

【職員手当の状況】 (令和5年4月1日現在)

手当名	支給額等																		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者・父母等 6,500円 ▷子 10,000円(特定期間加算 5,000円)																		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 100円～28,000円																		
通勤手当	交通機関・自動車等を利用して通勤する場合、その距離に応じて支給(片道2km以上) 《支給月額》 ▷交通機関 定期券の価格等の一定額 上限64,000円 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限67,900円																		
管理職手当	課長級以上の管理職員に支給 《支給月額》 職に応じた額 40,500円～77,500円																		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.35月 (6月期 2.175月、12月期 2.175月) ※職務上の段階、職務の等級による加算措置有																		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勤奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>その他の加算措置</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置(2～20%加算)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自己都合	勤奨・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
区分	自己都合	勤奨・定年																	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																	
最高限度額	47.709月分	47.709月分																	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)																		
時間外手当	▷支給実績(令和4年度普通会計決算) 123,598千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額(令和4年度普通会計決算) 334千円																		

職員の人事評価の状況

業務の成果や職員の能力・職務態度を公正に評価する人事評価制度を導入しています。評価結果は任用・給与に反映するほか、能力開発や人材育成に活用しています。

職員の退職管理の状況

地方公務員法により、営利企業などに再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響力を背景に職務上の行為(契約、許認可等)をするように、またはしないように働きかけることは禁止されています。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届け出を行うよう義務化しています。



人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の公正性と透明性を高めるため、本市の職員数・給与・勤務条件などをお知らせします。 ☎総務課 内2344

職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

※再任用職員含む

区 分	人 数
令和4年4月1日現在職員数	565人
退職者数	33人
採用者数	34人
令和5年4月1日現在職員数	566人
増減数	1人

【年齢別職員構成の状況】

(令和5年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	24人	40人	64人	60人	54人	47人	61人	75人	73人	41人	27人	566人

【職務の級および職制上の段階ごとの職員数の状況】

市ホームページで公表します。



職員の研修の状況

(令和4年度)

区 分	受講者数
一般研修 (ふくしま自治研修センター等主催)	735人
能力開発研修 (ふくしま自治研修センター主催)	15人
専門研修 (日本経営協会、市町村アカデミー等主催)	18人
派遣研修 (内閣府、外部団体等)	7人
自主研修 (市主催)	25人
計	800人

職員の福利厚生状況

(令和4年度)

区 分	受診者数
定期健康診断 (年1回)	380人
人間ドック (35歳以上で隔年)	144人
その他検診 (子宮がん、乳がん)	124人
ストレスチェック (年1回)	864人
健康講座等 (メンタルヘルス講習会)	35人
計	1,547人

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(令和5年4月1日現在)

勤務時間	1日：7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) 1週間：38時間45分
休憩時間	正午～午後1時

※交替制勤務職員は別に規定

【年次有給休暇取得の状況】

▷令和4年1月～12月
平均取得日数 9.1日

【介護休暇取得の状況】

▷令和4年度 0人

職員の休業に関する状況

【育児休業取得の状況】

▷令和4年度 17人 ※年度内における新規取得者

職員の服務の状況

職員は、法令等および上司の命令に従い、市民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。

そのため、年度初めや年末年始などの交通事故や信用失墜行為の防止に関する通知により、職員への周知徹底を図っています。

職員の分限および懲戒処分状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

▷令和4年度 休職6人、降任・免職・降給該当者なし

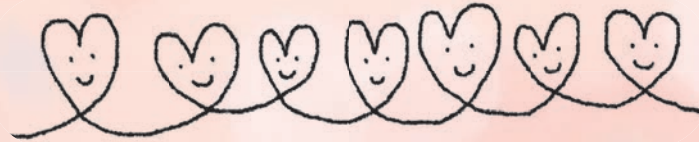
【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に違反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

▷令和4年度 戒告1人、減給1人

公務（通勤）災害の状況

▷令和4年度 認定件数 5件



「愛の基金」へのご寄附ありがとうございます

市では、結婚・出産・金婚・米寿等の人生の節目の記念、故人のご遺志、チャリティー収益など皆さんからいただいた寄附を活用し、在宅で家族を介護している方への激励金の給付や高齢者・障がい者・援護を必要とする子どもへの福祉活動、ボランティア活動の支援を行っています。

《主な活用事業》

♥ 要介護高齢者介護激励金支給事業



♥ ボランティア等団体育成補助



♥ お元気コール・あったかコールセンター

♥ 子どもの居場所づくり支援事業

♥ 重度障がい者タクシー運賃等助成



♥ はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業

など



「愛の基金」の活用団体を紹介

《びゃっこい村手作り絵本実行委員会》

私たちは、子どもたちが読書に親しむ機会を広げるため「愛の基金」を活用し、絵本を作る活動をしています。毎年テーマを設けて、子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が、世界で一つしかない絵本を出品し、手づくり絵本展を開催しています。



☎社会福祉課社会生活支援係 ☎②5515 / 各庁舎地域振興課 表郷 ☎③2114 大信 ☎④2114 東 ☎③42113

お知らせ
News

償却資産の申告義務

☎税務課資産税係 ☎285507

事業を営む個人・法人は、償却資産（事業に用いることができる資産）の申告が義務付けられています。

償却資産は固定資産税の課税対象ですので、忘れずに申告をお願いします。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- **申告対象** 令和6年1月1日時点で、市内に土地・家屋以外の事業用資産を所有・貸付している個人および法人
- **申告方法** 申告書を税務課資産税係または各庁舎地域振興課に提出してください。
※昨年度申告した方には、申告書を郵送しています。今年度新たに申告する方はご連絡ください。
- **申告期限** 令和6年1月31日(水)

● 申告の対象となる資産 (例)



種類	主な資産
構築物および建物附属設備	門・塀・舗装道路・広告塔・打ち込み井戸・緑化施設・配管設備 など
機械および装置	プレス機・溶接機・ボイラー・印刷機・包装機・建設機械・ドライクリーニング機・冷凍機・精米機・農林業用設備・太陽光発電設備 など
車両および運搬具	大型特殊自動車 など ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	机・椅子・コピー機・ロッカー・レジ・冷暖房機・医療機器・自動販売機・厨房用品・家具・陳列ケース・電気製品・じゅうたん・パソコン・電話 など

お知らせ
News

良縁めぐりあわせ
応援窓口

☎生活防災課 内2706

市では、結婚したい人をサポートするための相談窓口を開設しています。登録していただくと、サポーターが出会いから成婚までを支援します。

まずはお気軽にご相談ください。

- **面談対応日時**
▷平日 午前9時・10時・11時・午後1時
▷第3土曜日 午後1時・2時・3時
※事前に電話で予約をお願いします。
- **対象者** 次のいずれかに該当する方
①市内在住の方または市内にお勤めの方
②今後市内に移住する見込みの方
- **登録料** 無料



お知らせ
News

年末年始の
ごみ収集・受け入れ

☎環境保全課 内2187

《収集日（各集積所）》

地域	年内最終日	年始開始日
白河	12月29日(金) 燃えないごみ	1月4日(木) 燃えるごみ
表郷	燃えないごみ	
大信	12月28日(木) 燃えるごみ	1月5日(金) 燃えるごみ・燃えないごみ
東	12月29日(金) 燃えるごみ	

《クリーンセンターへの持ち込み受け入れ日時》

- **年内最終日** 12月29日(金)
午前9時～正午、午後1時～4時
 - **年始開始日** 1月4日(木)
午前9時～正午、午後1時～4時
- ※持ち込みは**要予約** ☎216234



計画的なごみ出し・減量化に努めましょう